

参考-用語集

用語	解説
あ行	
NPO (特定非営利活動法人)	ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された団体。
か行	
岐阜県住生活基本計画	住生活施策を総合的かつ計画的に推進するため、岐阜県が策定した、住生活基本法に基づく県民の住生活の安定の確保及び向上に関する計画。
協働	同じ目的のために、共に力を合わせて活動することを指します。
居住支援活動	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する活動。
公営住宅	地方公共団体が公営住宅法の規定による国の補助を受けて建設した賃貸住宅。
高齢者	ここでは 65 歳以上の者を指します。
コミュニティバス	地域共同体、若しくは、自治体が住民の移動手段を確保するために運行するバス。
さ行	
最低居住面積水準	住宅の質の指針として、「第三期住宅建設五箇年計画」(計画期間、昭和 51～55 年度)以降、住宅建設計画で示されている住宅の広さに関する指標。「健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠で、全ての世帯が確保すべき水準」で、例えば、家族 4 人で 50 m ² 以上の広さなどの基準が定められています。住生活基本計画(全国計画)の策定にあわせて、最低居住面積水準として見直しが行われました。
住環境	一般的には、住まいの快適さなどに影響を及ぼす周囲の状況を指します。空間の広がりや捉える場合、住宅単体が享受する環境から、住宅を取り巻く敷地や街区レベル、地区・都市環境などと幅広い意味となります。
住生活基本法	平成 18 年 6 月に公布。住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として作られた法律。
住宅資金融資制度	住生活の改善と福祉の向上を図ることを目的とし、市内に居住する勤労者が住宅を新築、増改築又は購入する場合に必要な資金の融資に対し利子を補給する制度。
住宅ストック	住宅の場合には、ある一時点におけるすべての住宅の数。対になる言葉としては「フロー」があり、これはある一定期間に供給される住宅の量のこと。

	解説
住宅セーフティネット	低額所得者など、市場において自力では適切な住宅の確保が困難な者に対する公営住宅の提供をはじめ、高齢者や障がい者などの市場で入居が敬遠されがちな世帯など、各世帯が適切な住宅を確保できるようにするための支援網。
新耐震基準	地震に対して建物をどのように造るかを規定した建築基準法の基準。中規模の地震（震度 5 強程度）に対してはほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊などの被害を生じないことを目標に 1981 年の法改正で規定されました。
スプロール化	都市が無秩序に拡大し、計画的な街路が形成されず、虫食的に宅地開発が進んで行く様子。
世帯	実際に同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団。
全国計画	住生活基本法により、国が策定した国民の住生活の安定確保及び向上の促進に関する基本的な計画。
た行	
耐震改修	耐震診断の結果に基づき、建築物の耐震性を向上させるため、柱、梁などを補強したり、新たな耐震壁を設けたりすることを指します。
太陽光発電	太陽の光エネルギーを電気に変え、家庭で優先的に使うことができるシステム。
地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。
都市基盤	一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設。
都市計画 マスタープラン	1992 年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第 18 条の 2）、市町村議会の議を経て定められた市町村の基本構想、及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、市町村が定めることになっている計画。
都市施設	都市生活に必要な不可欠な施設。都市計画法に定める、交通施設・公共空地・供給施設・処理施設・教育文化施設・医療施設・住宅施設などの施設の総称。
土地区画整理事業	日本においては土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)によって、「都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業」のこと。
ま行	
民間賃貸住宅	民間業者や地主などが自ら賃貸を行っている住宅のこと。
ら行	
リフォーム	住宅改善のこと。主に局所的な増改築や内装、設備を新しく性能の良いものに取り替えること。